

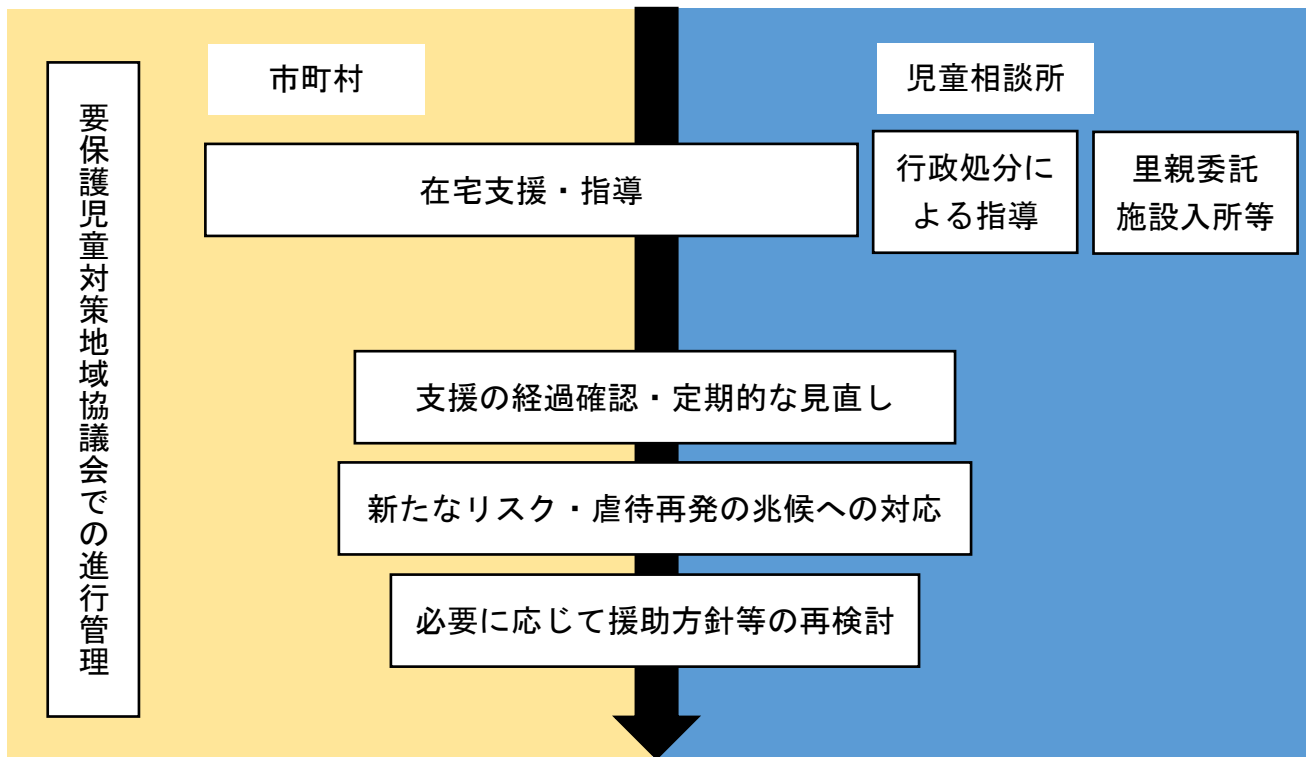
---

## 第6章

### 具体的対応と進行管理

---

## 6-0 具体的対応・進行管理の全体像



## 6-1 在宅指導・支援の進め方

### 1 在宅指導・支援の内容

アセスメントに基づき、虐待の再発防止や環境改善を図ることが目的である。

具体的には、市町村や児童相談所による定期的な面接や家庭訪問のほか、他の機関と連携して実施されることもある。支援プログラムを作成するなどし、見通しを持って指導・支援を行うことが望ましい。

また、在宅指導には「行政指導」によるものと、法的枠組みを示す「行政処分」によるものがある。在宅指導における児童福祉司指導措置等の行政処分は、一時保護等と異なり、この措置によって行う指導内容自体には強制力がなく、指導の対象者の任意の協力をもって成立することを理解しておく必要がある。

#### 行政手続法 第2条

処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

#### 保護者への支援

- ・ 保護者の育児の工夫を促す支援
- ・ 子育て負担や不安への支援
- ・ 保護者の精神疾患や依存症に関する支援
- ・ DV被害者支援

#### こどもへの支援

- ・ こどものケア
- ・ こどもの障害に関する支援
- ・ こどもの精神疾患や依存症に関する支援
- ・ 安全確認

#### 家庭への支援

- ・ 生活、経済面の安定への支援

## 2 在宅支援の留意点

在宅指導中に、こどもに新たな外傷が発見されたり、保護者がこどもを関係機関に全く会わせなかったりと、こどもの安全が再度脅かされる、もしくはその兆候を感じることもある。対応が後手に回るなどして、こどもに重大な被害が起きる前に介入が必要である。

- ・ こどもや保護者の状況については常に最新の情報が要対協の調整機関に集まっているようにする。
- ・ 保護者とのこどもの安全に関する約束や条件があり、それが守られない場合の対応について、関係機関との合意を図っておく。
- ・ 特に保護者がこどもと会わせないなどして、関係機関がこどもの状態を直接確認できない状況が続く場合は、強制的な介入を検討しなければならない。強制的な介入を検討すべき期間は、こどもの置かれている状況や年齢、発達に拠る。

## 3 助言指導・継続指導

市町村及び児童相談所が、直接面接や家庭訪問による指導や支援を行う。助言指導は、初期対応で状況が改善した場合を指す。

市町村及び児童相談所の職員は、常に福祉や心理の専門職として、こどもの養育の際の適切な対応方法や、母子保健に関する知識、地域資源、カウンセリングの技法などに精通し、こどもや保護者の状況を確認しながら、情報提供やカウンセリングを行う。

ここでいう指導とは、保護者の子育て観を把握することである。そのためには、保護者がどのような経緯や背景からそのような子育て観を持つに至ったのかを明らかにし、保護者自身の生育歴等について語ってもらう等して、それを整理し直すことが求められる。

## 4 児童福祉司指導（児童相談所）

児童相談所が行政処分として指導を行うことが適当であるとした場合に行うもの。「司（つかさ）指導」「2号指導（児童福祉法第27条第1項第2号の規定によるため）」と呼ばれることもある。

### 【想定される事例】

- ・ 保護者の改善に向けた姿勢があいまい。
- ・ 法的枠組みを示すことが効果的。
- ・ こどもの社会的養護の措置に保護者が同意していない。 など

## 【流れ】

- ① 児童相談所が援助方針を検討。
- ② こどもや保護者等に児童福祉司指導について説明し、意向を確認する。  
市町村指導・児童家庭支援センター指導とは異なり、児童相談所が直接行う指導であるため、同意は不要である。  
しかし、こどもが同意していない場合や保護者が明確に抵抗している場合には、強制力のある行政処分（一時保護）の検討も含めて、審議会の意見聴取を行う。
- ③ 児童福祉司指導を決定し、指導を担当する児童福祉司の氏名を付して保護者等に通知する。  
この際、指導の内容についても通知する。指導の内容は定期的に見直しの時期を設けておく。
- ④ 見直し時期に指導の効果を評価し、内容を見直し、変更の必要があれば指導の内容を変更したり、指導を解除したりする。  
場合によっては、市町村指導や児童家庭支援センター指導に変更する。  
指導を拒否している場合は、都道府県知事による勧告を行うことができる。  
指導によって改善がみられない、もしくは指導を拒否する、指導に従わないなどして、こどもの安全が図れない場合には、一時保護や社会的養護への措置を検討する。

## 5 市町村指導・児童家庭支援センター指導（児童相談所）

児童相談所が市町村、児童家庭支援センターによる指導を「行政処分」として行うもの。

### （1）市町村指導

支援対象家庭に対するサポートプランを作成し、同プランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対して行う。

### 【想定される事例】

- ・保護者が必要な支援を拒否している。
- ・市町村における支援が継続に行われてきており、市町村の担当者とこどもや保護者等との間に信頼関係が構築できているなど、児童相談所による指導よりも、市町村による指導のほうが効果的である。
- ・児童相談所の指導により、状況に改善があり、市町村主体の支援への移行を検討している。
- ・社会的養護への措置の解除後に、市町村による定期的なこどもの安全確認と継続的な支援が実施されることが効果的である。

### 【流れ】

- ① 児童相談所が市町村と協議の上で援助方針を検討する。
- ② こどもや保護者等及び市町村に対し、市町村指導とする旨を説明し、同意を得る。
- ③ 市町村指導を決定する。保護者等及び市町村に通知し、援助方針を共有する。
- ④ 市町村は家庭への支援・指導を行い、その経過報告を児童相談所に行う。  
もし、市町村が指導の解除、変更が適当と認めた場合には、速やかに児童相談所に意見を述べる。
- ⑤ 支援・指導の効果が認められた場合は、児童相談所が指導を解除し、必要に応じて市町村が支援の継続や状況の確認を行う。  
市町村から指導の解除、変更が適当との意見が述べられた場合、児童相談所は、指導の行政処分に関して見直しを行う。

### (2) 児童家庭支援センター指導

過去の相談経緯や地理的要件などの理由で、児童家庭支援センター（[第9章-2](#)参照）による指導・支援が適当と考えられる場合に行う。

場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。

### 【流れ】

- ① 児童相談所が援助方針を検討する。
- ② こどもや保護者等及び児童家庭支援センターに対し、児童家庭支援センター指導とする旨を説明し、同意を得る。
- ③ 児童家庭支援センター指導を決定する。保護者等及び児童家庭支援センターに通知し、援助方針を共有する。
- ④ 児童家庭支援センターは家庭への支援・指導を行い、その経過報告を児童相談所に行う。  
もし、児童家庭支援センターが指導の解除、変更が適当と認めた場合には、速やかに児童相談所に意見を述べる。
- ⑤ 支援・指導の効果が認められた場合は、児童相談所が指導を解除する。  
児童家庭支援センターから指導の解除、変更が適当との意見が述べられた場合、児童相談所は、指導の行政処分に関して見直しを行う。

### 6 児童相談所から市町村への通知

保育所の入園や、家庭支援事業の実施が必要と考えられる場合には、児童相談所はその旨を「保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書（様式16 [第11章-4](#)）」によって市町村に通知する。

市町村は、本通知を受けた場合、保育園の入園や各事業の提供、措置等について、本通知を元に行うことができる。

## 6-2 施設入所・里親委託の流れ

児童相談所は、家庭での養育が困難、あるいは危険と判断した場合には、社会的養護による措置（施設入所・里親委託等）を行う。

親権者等の同意が得られない場合には、裁判所への申立て、承認を経て、この措置を行うことができる。詳細は「第8章 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

社会的養護における措置先は、その特徴や目的によって分かれていることから、こどもの意向、成長、発達、治療等の要素を踏まえて、適切な措置先を選択する必要がある。

### 1 委託及び入所から措置解除までの流れ

#### (1) 入所決定まで

- ・児童相談所が、こどもの安全や家庭環境などを総合的にアセスメントし、家庭での養育が困難・不相当と判断した場合、社会的養護（里親委託または施設入所）を決定する。
- ・こども及び親権者等に措置の理由や今後の支援方針の説明と意向確認を行う。同意が得られない場合は家庭裁判所への承認申立を行う。
- ・受け入れ先（里親家庭または施設）との調整・準備（必要に応じて、住民票の異動や転校などの手続き）を行う。

#### (2) 入所・措置開始

- ・児童相談所がこどもを里親家庭や児童養護施設等へ移送する。  
（里親家庭や児童養護施設等がこどもを児童相談所に迎えに行く場合もある。）
- ・入所時には、こどもの健康・心理・生活状況を踏まえた、必要なケアや支援計画を作成し、里親や施設職員へ、こどもの背景、注意事項、今後の支援方針などを説明する。
- ・親権者等には、措置決定通知を交付する。

#### (3) 生活支援・ケア・成長の支援

- ・こどもは新しい環境（家庭的環境、集団生活）で生活する。
- ・里親や施設職員は、日常生活の支援、心理的ケア、学習・進学支援、社会性の育成などを行う。
- ・児童相談所、市町村、関係機関が定期的に訪問・面談し、こどもの成長・心理状態・生活状況を経過観察する。
- ・状況に応じて、保護者・親族との面会や交流、家族関係支援プログラムを実施する。

#### (4) 自立支援・家庭復帰の準備

- ・「家族関係のためのアセスメントシート（様式10第11章-3）」を活用し、こどもの年齢や成長、家庭状況の変化に応じて、家庭復帰や自立（進学、就労等）の可能性を検討する。
- ・家庭復帰の場合は、保護者への支援・指導を行い、家庭環境の改善や安全確保が確認できたら、段階的に交流・面会を増やす。
- ・自立へ向けては、学習支援、職業体験、社会参加などを通じて、生活力や社会性が育つよう支援する。

## (5) 退所・措置解除

- ・家庭復帰・自立（進学、就労等）が可能と判断した場合、事前に施設長に意見照会をし、会議で退所方針を決定する。
- ・退所前に、必要な手続き（記録整理、関係機関への情報共有、アフターケアの準備）を行う。
- ・退所後も、児童相談所、市町村、関係機関が一定期間見守りや相談支援（アフターケア）を継続する。

## (6) 記録・情報管理

- ・入所から退所までの全ての対応・支援内容は、記録・台帳に残し、関係者間で情報共有を徹底する。
- ・退所後も、必要に応じて追加支援や経過観察を行う。
- ・記録については、こどもが必要とした場合に、自己情報開示によって情報が得られることをこどもに説明し、「児童相談所運営指針」に沿って保管する。

## 2 支援における留意事項

### ・入所理由を定期的に確認する。

こどもや保護者、支援者も含め、入所理由を定期的に確認しなければ、支援の目的が曖昧になることがある。そのため、当初の課題について定期的に評価を行い、こどもの安全で安定した生活に必要な環境が家庭でどの程度構築できたか、今後の見通しもあわせて確認することが重要である。

### ・様々な可能性を模索する。

措置をすると、家庭に戻るか戻らないかの2択を検討してしまいがちだが、こどものパーマネンシー保障（大切な相手やものとのつながりを維持すること）を念頭に、親族や大切な人との関係についても確認し、様々な選択肢を模索する。

・親権者等の同意のない施設入所である場合や、保護者による強引な通信・面会・引き取り要求がある場合には、慎重かつ適切に対応し、こどもの安全を守る。

すべてのケースで、親子の交流が安全に行えるわけではない。親権者等の同意のない施設入所の場合、こどもの居所を親権者等が知ることで、こどもの生活が脅かされることがないように、情報の取扱いについては、里親や施設にも注意喚起を行う。

また、保護者が児童相談所の指導の範囲を超え、強引な要求をしてきた場合にも、里親や施設の行うこどもの監護について、保護者は不当に妨げてはならないという児童福祉法第33条の2の規定を周知し、その対応について協議しておく。

### ・措置後も要保護児童対策地域協議会での管理を行う。

措置開始後も、家庭復帰を見据えて、保護者やきょうだいについて要保護児童対策地域協議会で管理し、情報共有を行う。家庭への外泊交流が始まるタイミングで、個別支援会議を行うことが望ましい。

### 3 里親委託

里親は、家庭での養育が困難な子どもや、虐待などで家庭から分離する必要がある子どもを、家庭的な環境で養育する保護者（養育者）である。

子どもが安心して成長できるよう、児童相談所が適切な里親家庭を選定する。家族の一員として温かい家庭で育つことを目的とした社会的養護の一形態である。

#### (1) 体制

- ・ 里親になるには、児童相談所の研修・審査を受け、登録・認定される必要がある。
- ・ 児童相談所・市町村・児童家庭支援センターなどが定期的に訪問し、里親家庭を支援・相談に応じる。
- ・ こどもの養育に必要な費用は公費で一部支給される（養育費・医療費など）。
- ・ 里親向けの研修や、悩み・困りごとへの相談体制が整備されている。

#### 【里親等の種類】

- ・ **養育里親**  
養子縁組を前提とせず、保護者の居ない子ども、または保護者に養育させることが適当ではない子どもを一定期間養育する。
- ・ **養子縁組里親**  
（特別）養子縁組を前提として子どもを養育する。
- ・ **親族里親**  
保護者が養育できなくなった場合に、扶養義務者やその配偶者などの親族が子どもを養育する。
- ・ **専門里親**  
虐待など心身に影響を受け、行動に問題を生じている子どもや、障害のある子どもを2年以内の期間で養育する。
- ・ **小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）**  
5～6人の子どもを、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3名以上で養育する。  
法律上の規定では里親には該当しないが、同様に家庭的養育の場である。

#### (2) 特徴

- ・ 少人数で家族の一員として育てられるため、同じ大人からの個別的な愛情・配慮が受けられる。
- ・ 安定した関係・信頼を築きやすく、心理的なケアやトラウマ回復にも効果がある。
- ・ 施設養護だけでなく、家庭養護の選択肢を広げる役割がある。
- ・ 状況に応じて、実親との面会や家庭復帰へ配慮した支援も行う。
- ・ 研修・交流・相談・レスパイト（一時預かり）など、里親の負担や悩みにも対応する体制がある。

## 4 児童養護施設

児童養護施設は、主に保護者のいないこどもや保護者による虐待・養育困難等で家庭での養育が適当でないこどもを、**集団生活の中で養育・保護し、心身の健やかな成長を支援するための施設**である。

以前は一つの施設に大人数と一緒に生活している環境が多かったが、近年、家庭的養育を目指し、小規模化が進んでいる。

また、市町村が行う子育て短期支援事業の実施場所でもある。

### (1) 体制

職員は、児童指導員・保育士・心理士・栄養士など  
24時間交代制で勤務しており、養育支援を行う。

### (2) 特徴

- ・多くの職員・専門家によるチームで、こどもの養育・ケアができる。
- ・集団生活の中で、社会性や協調性が育まれる。
- ・トラウマケアや自立支援などの専門的支援も受けられる。
- ・ただし、家庭的な個別対応には限界がある。

## 5 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、主に**家庭環境や人間関係などのさまざまな理由で、著しい心理的問題や情緒・行動面に困難を抱えるこどもが、専門的な治療・ケアを受けながら生活する施設**である。

### (1) 体制

児童養護施設と同様の職員体制に加え、心理士や医師がいる。  
クリニック等が併設されている場合もある。

### (2) 特徴

- ・心理的な問題に特化した治療・ケアを中心に据えている。
- ・こどもの心の回復と自立促進を最重要視している。
- ・少人数のグループ生活で、安心感・個別性の高い支援が可能である。
- ・保護者や家族・地域との連携も重視している。

## 6 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、主に非行や問題行動などの理由で家庭や学校での生活が困難になったこどもが入所し、生活指導や学習、職業訓練などを通じて、社会的自立を目指すための施設である。

### (1) 体制

児童指導員、児童自立支援専門員、心理士、教員、生活支援員、看護師、栄養士、医師など専門職が複数配置され、24時間体制でこどもを支援する。

こどもは施設内で集団生活を送り、規則正しい生活習慣を身につけながら、個々の自立支援計画に沿って生活する。

生活指導、学習支援、個別面談・カウンセリング、職業体験、余暇活動、社会参加活動など多面的なプログラムを実施する。

### (2) 特徴

- ・単に生活を保障するだけでなく、社会的自立・再適応を目指した専門的な支援を提供する。
- ・規則正しい集団生活の中で、行動観察や面接を通じて、問題行動の背景や原因を整理し、生活指導や心理的ケアを行う。
- ・一人ひとりの状況や課題に応じた個別の支援計画を作成し、学習・職業訓練・社会活動などを通じて自信や社会性を育てる。
- ・専門の心理士や指導員によるカウンセリングやグループワークで、自己理解や心のケア、自己肯定感の回復を図る。
- ・退所後の家庭復帰や地域生活にスムーズに移行できるよう、家族との調整や就労・進学支援を行う。
- ・退所後も児童相談所や市町村、学校などと連携し、アフターケアや見守りを続ける。

## 7 自立援助ホーム

自立援助ホームは、主に家庭での養育が困難な15歳から20歳未満の青少年及びやむを得ない理由のある20歳以上の者を対象に、家庭的な雰囲気の小規模ホームで生活を支えながら、社会的自立を促進することを目的とした施設である。

### (1) 体制

- ・おおむね5～6人程度の少人数制（施設の規模によって異なる）。
- ・家庭的な雰囲気のある住居で、共同生活を送りながら自立に必要な生活習慣を身につける。
- ・ホーム長、生活支援員、相談支援員などが配置され、入居者の生活支援・相談・就労支援などを行う。

### (2) 特徴

- ・生活習慣の定着、社会ルールを理解、就労・進学・家計管理など、社会で自立して生活できる力を養うことが中心であり、入所中はこども自身が毎月の生活費を定額支払うことになる（免除規定あり）。
- ・外出・アルバイト・進学・就職活動など、本人の意思とペースを尊重しながら支援する。

## 8 障害児入所施設等

障害児入所施設は、主に身体・知的・発達などの障害があるこどもが、家庭での養育が困難な場合に入所し、日常生活の支援・療育・リハビリ・自立支援を受けながら、心身の発達や社会的自立を目指す施設である。

### (1) 体制

- ・福祉型障害児入所施設（知的障害児施設・肢体不自由児施設）、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等がある。
- ・児童指導員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、心理士、医師、栄養士など、障害児支援に必要な多職種がチームで配置されている。
- ・寮・グループ単位などで集団生活を送りながら、個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を受ける。

### (2) 特徴

- ・身体・知的・発達など様々な障害の児童が対象で、医療・療育・教育・生活支援が総合的に受けられる。
- ・入所児童一人ひとりの障害や発達段階・家庭状況に応じて、個別の支援計画を立て、目標を設定して支援する。
- ・医療的ケアが必要な場合も、看護師や医師が常駐し、安心して生活できる体制がある。
- ・保護者の相談・家庭との連携、家庭復帰や地域での自立生活への準備、進学・就労・成人施設への移行支援や見守りも行う。

## 6-3 支援の進行確認と見直し

虐待の再発防止は、具体的対応の最重要課題であり、具体的対応が始まった後も、定期的な進行確認と支援内容の見直しが不可欠である。

- ・ 定期的な家庭訪問・面接・施設訪問を通じて、こども・保護者・家庭の状況を把握。「リスクアセスメントシート（様式9第11章-3）」を定期的に確認する。
- ・ 支援計画の進捗・効果・課題をケース会議等で確認。
- ・ 支援記録を必ず残し、情報共有する。
- ・ 状況変化（家庭環境の悪化、保護者の態度変化、顔・頭部・身体に新たな傷や、こどもの情緒・行動の急変等）があれば、すぐに対応方針を再検討する。
- ・ 学校・保育所・医療機関・地域支援者等と密に連携し、リスクサインを早期発見できるように備える。
- ・ 支援の隙間やケース進行管理の停滞がないよう、進行管理責任者を必ず決める。
- ・ 再発のリスクが高まった場合は、即座に支援方針を見直し、必要な法的対応・行政措置も辞さない。

### 記録の重要性

すべての対応、決定については、必ず記録に残す。

担当者の引継ぎ、法的対応、こどもの生活の振り返りなど、様々な場面で必要となる。また、支援が適切に行われたかの検証においても重要である。